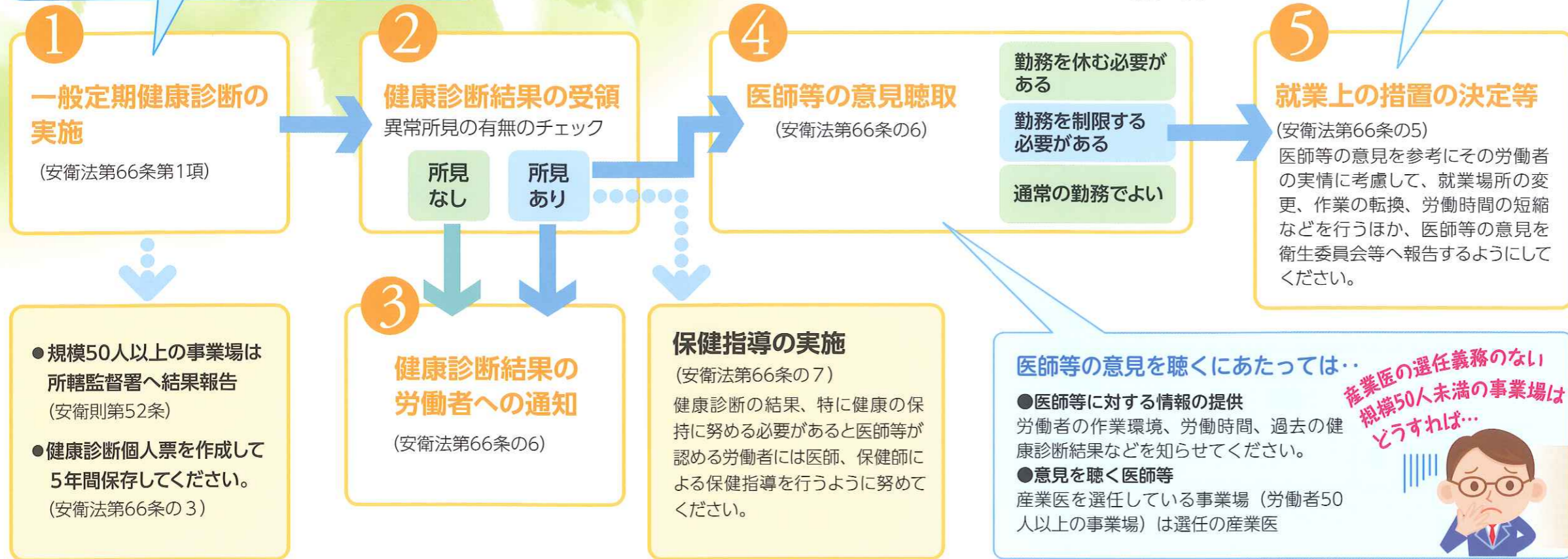


健康診断の実施と事後措置の概要

一般定期健康診断とその後の流れ

対象となる労働者全員が受診できる配慮が必要です。



- 規模50人以上の事業場は所轄監督署へ結果報告 (安衛則第52条)
- 健康診断個人票を作成して5年間保存してください。 (安衛法第66条の3)

保健指導の実施
(安衛法第66条の7)

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると医師等が認める労働者には医師、保健師による保健指導を行うように努めてください。

健康診断は、行っただけでは意味がありません。実施後の適切なフォローが重要です。

就業上の措置の決定にあたっては…

- 労働者からの意見聴取
就業上の措置を決定しようとする時は、対象となる労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の理解が得られることが重要です。
- 管理監督者への説明
その労働者が所属する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠ですので、プライバシーに配慮しつつその管理監督者に、就業上の措置の目的、内容について理解が得られるよう必要な説明を行ってください。

地域産業保健センターをご利用ください

地域産業保健センターでは、登録産業医・保健師等の専門スタッフを各事業場に派遣し、個々人の健康診断結果をもとに保健指導を行います。また、メンタルヘルス不調者や長時間労働者の面接相談も行います。

医師等の意見を聴くにあたっては…

- 医師等に対する情報の提供
労働者の作業環境、労働時間、過去の健康診断結果などを知らせてください。
- 意見を聴く医師等
産業医を選任している事業場（労働者50人以上の事業場）は選任の産業医

産業医の選任義務のない規模50人未満の事業場はどうすれば…

そんな時は…

詳細は下記をご覧ください

地域産業保健センターの業務内容

1. 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことが出来ます。※事業者は健康診断結果に基づき当該労働者の健康を保持するための必要な措置について、健診実施日から3か月以内に医師等の意見を聴かなければなりません(安衛法第66条の4)。

2. 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

3. メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

4. 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。※週40時間を超える労働(時間外・休日労働)が1か月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて、医師による面接指導を行わなければなりません(安衛法第66条の8)。

地域産業保健センターの活用にあたって

- ①各サービスのご活用にあたっては、地域産業保健センターへの事前の申し込みをお願いします。
- ②場所は、貴事業場の会議室・応接室・食堂を利用させていただきます。
- ③相談内容や指導内容について、秘密は厳守しますのでご安心ください。